

広島県登録リサイクル製品の登録の取消に関する基準

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）

第83条 知事は、登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく登録リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、又は登録リサイクル製品が規則で定める要件を満たさなくなったと認めるとき、若しくは偽りその他不正の行為により登録をされたと認めるときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 知事は、登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく前条の規定による届出をしないときは、当該登録を取り消すことができる。

3 知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、登録リサイクル製品について 第80条第1項の申請をした者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第83条に基づく登録の取消に関して、次のとおり定める。

1 条例第83条第1項に基づき「取り消さなければならない」場合とその判断基準は、次のとおりである。

条例第83条第1項	判断基準
登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく登録リサイクル製品の生産等をしなくなったとき	① リサイクル製品の生産等をする者が登録製品を県内で恒常的に生産しなくなったとき。
登録リサイクル製品が規則で定める要件を満たさなくなったと認めるとき	
（規則で定める要件） 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第61条	
一 県内で生産等をされるリサイクル製品であること。	（①のとおり）
二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされるリサイクル製品であること。	② リサイクル製品の生産等をする者が県内で発生する再生資源を恒常的に使用しなくなったとき。
三 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること。	（取消事由なし）
四 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨することが県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化のために適当であると認められること。	③ 登録製品が、廃棄物処理法の適用を免れるために製造されていることが判明したとき。 ④ リサイクル製品の生産等をする者（法人の場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号ニに規定する法人の役員、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人を含む。）が、環境関係法令に違反して、その生産等をするリサイクル製品の使用又は購入を推奨することが適当でない認められる特定の処分（特定の処分の内容については、別紙のとおり。）を受けたとき。 ただし、この処分等を受けた日から3年を経過している場合は、この限りではない。

	<p>⑤ 登録製品の製造事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等反社会的な目的を有すると認められたとき。</p> <p>⑥ 登録製品が、広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）第30条の規定により、有害がん具刃物類の指定等を受けたとき。</p>
五 その他知事が別に定める基準を満たしていること。	⑦ 登録製品が、登録基準に適合しないことが判明したとき。
偽りその他不正の行為により登録をされたと認めるとき	<p>⑧ 次に掲げる偽りその他不正の行為により登録されたことが判明したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が実在しないものであった、又は実在する他の事業者になりすましたものであった。 ○製造加工場が実在しないものであった。 ○再生資源を使用していなかった。 ○偽の試験結果書を使用していた。 ○その他、重大な不正行為を行っていた。

2 条例第83条第2項に基づき「取り消すことができる」場合とその判断基準は、次のとおりである。

条例第83条第2項	判断基準
登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく前条の規定（変更の届出）による届出をしないとき	⑨届出がない場合取り消す旨を警告したうえで、登録事項の変更届の提出を文書で指導しても、正当な理由がなく提出しないとき。

3 条例第83条第3項に基づく取り消した旨の公表の方法は、環境県民局ホームページ「エコひろしま」に掲載することとする。

4 登録を取り消された事業者及び製品に対しては、次のとおり対応する。（取消処分通知の中に記載することとする。）

- ・ 取消を受けた事業者に対して、登録マークなど登録を受けた旨の表示をしないように指示する。
- ・ 既に登録を受けた旨の表示をした製品の在庫や自社の店頭販売品等については、表示の除去を指示する。ただし、上記1の①及び②の理由により取り消された場合で、その理由が生じるより前に製造された製品の在庫や店頭販売品等については、この限りではない。

附則

この基準は、平成17年2月18日から施行する。

附則

この基準は、平成24年7月26日から施行する。